

【 支給申請／目標達成助成 】
人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）
提出書類のご案内

◎ 支給申請期間

評価時離職率算定期間（※）の末日の翌日から2か月間

※「評価時離職率算定期間」とは、介護福祉機器導入・運用計画期間の末日の翌日から12か月間をいいます。

（例）計画期間が令和5年 8月 1日～令和6年 7月31日の場合、

「評価時離職率算定期間」は令和6年 8月 1日～令和7年 7月31日となり、

「支給申請期間」は令和7年 8月 1日～令和7年 9月30日になります。

◎ 提出先

千葉労働局職業対策課分室 または 管轄のハローワーク

〒260-0013

千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル5階

千葉労働局 職業安定部 職業対策課分室

TEL 043-441-5678

◎ 提出書類

制度が複雑なため出来る限り千葉労働局職業対策課分室にご提出ください。

事業所名	受理日	受理者	HW	局
------	-----	-----	----	---

確認事項		チェック欄			
		<input checked="" type="checkbox"/>	事業主	所	局
1	【支給申請書記載後確認】支給申請書の⑪欄には計画届や支給申請書を提出している等、受給を予定している補助金等についても記載している。ない場合は「無」にチェックをしている。	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

必須提出書類

申請書類	項目	内容	チェック欄			
			<input type="checkbox"/>			
申請書類	1	「人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース/目標達成助成)支給申請書」(様式第b-5号)	<input type="checkbox"/>			
	2	「人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース)導入・運用計画対象経費内訳書【支給申請時】」(様式第b-5号 別紙1)	<input type="checkbox"/>			
	3	「支払方法・受取人住所届」(共通要領 帳票種別32850)	<input type="checkbox"/>			
	4	「支給要件確認申立書」(共通要領 様式第1号) ※P3、4「記載にあたっての留意点」も確認後、添付	<input type="checkbox"/>			
	5	「人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース)介護福祉機器販売・賃貸証明書」(様式第b-6号)	<input type="checkbox"/>			
	6	「介護労働者名簿」(様式第b-5号 別紙2)	<input type="checkbox"/>			
	7	賃金要件を満たした場合の申請を行う場合	・増額改定前及び改定後の雇用契約書 ・増額改定前3ヶ月間及び改定後3ヶ月間の賃金台帳(賃金明細)等 ・増額改定前及び改定後の賃金規定が含まれている労働協約書又は就業規則等 *裏面の注意点を確認願います。	<input type="checkbox"/>		
添付書類	8	導入した介護福祉機器の内容がわかる書類	-			
		売買契約書(販売等企業の押印が入った請求書及び領収書でも可)(写) 又は賃貸借契約書(写)	<input type="checkbox"/>			
		保守契約書(写)	<input type="checkbox"/>			
		パンフレット等	<input type="checkbox"/>			
		導入した事業所内で撮影した介護福祉機器の写真	<input type="checkbox"/>			
	納品書等	<input type="checkbox"/>				

→裏面に続きます

必須提出書類		チェック欄	枚数記入欄			
		<input checked="" type="checkbox"/>	事業主	所	局	
添 付 書 類	9	導入した介護福祉機器の使用を徹底するための研修の内容、実施日(実施期間)、講師、参加者等が確認できる資料	<input type="checkbox"/>			
	10	導入した介護福祉機器の使用を徹底するための研修に要した費用の支払いを証明する書類(写)	<input type="checkbox"/>			
	11	計画期間終了日の翌日に在籍している 介護労働者名簿 (様式b-5、別紙2を準用可)	<input type="checkbox"/>			
	12	総勘定元帳(写)又は預金通帳(写)	<input type="checkbox"/>			
13	「評価時離職率算定期間」の雇用保険一般被保険者の離職状況がわかる書類 ※「評価時離職率算定期間」=介護福祉機器導入・運用計画期間の末日の翌日から12か月間 (例)計画が令和5年8月1日～令和6年7月31日の場合、 「評価時離職率算定期間」は令和6年8月1日～令和7年7月31日 になります。	<input type="checkbox"/>				

※ 審査に必要が生じた場合、提出書類のほかに千葉労働局長が必要と認める書類の提出をお願いすることがあります。

千葉労働局職業対策課分室 ・ ハローワーク(公共職業安定所)

千葉労働局様式(R5.4)

(賃金要件の注意点)

- 個々の介護労働者が5%以上賃金増加している事が必要です。
- 対象となる介護労働者は**事業主単位(法人単位)**で判断しますので、介護福祉機器を導入した**事業所以外**の事業所の介護労働者も含まれます。
- 介護労働者の定義
介護労働者とは、専ら介護関係業務に従事する労働者のことをいいます。
また、介護関係業務とは、身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある方に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護、療養上の管理、移動の介護、衣服の着脱介護、体位変換、清拭等を行うものです。
なお、いわゆる正規労働者だけでなく、パートなどの非正規労働者も含まれます。
又、下記の労働者も介護労働者に含まれます。
 - ・介護支援専門員(ケアマネージャー)
 - ・機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)
 - ・管理栄養士
 - ・福祉用具専門相談員